

### 第33回京都府人権教育・啓発施策推進懇話会（平成27年度 第4回）

日時 平成27年11月17日（火）

13時30分

場所 京都平安ホテル「平安」

#### ○座長

皆さん、こんにちは。きょうは大きい議題が2つ、一つは、これまでの施策の実施状況について報告をいただき、それに対する我々のコメント、あるいは質問をします。後半は、前年来やってきました計画の見直し、京都府人権教育・啓発推進計画（第2次）の最終的な調整です。もう既にパブリック・コメントも済んでいますので、そういうものも入れた形で、従来とどこが変わるかを中心に府のほうから説明をいただき、それに対して最終的な意見を述べるということです。それでは、一つ目のほうから資料の説明をお願いします。

#### 議 事

##### （1）人権教育・啓発事業 個人権問題分野に関する事業について

#### ○事務局

それでは、資料1の33ページをお願いします。

まず、人権擁護啓発ポスターコンクールです。これは小・中・高校生がポスター製作を通じて、基本的人権に対する一層の理解を深め、人権尊重の精神を培うために行っています。26年度は、187校から合計5,332件の応募があり、この中から知事賞、京都市長賞など、京都人権啓発推進会議を構成します12団体賞など、合計100点を表彰しています。作品はカレンダーやポスターなど、啓発資材として活用しています。27年度も26年度と同様の趣旨で実施しています。

委員からこの件について質問をいただいております。26年度の実績が5,332点あるのに、27年度の募集目標が5,000となっている、その理由についてですが、毎年同じ学校が応募されることも限りません。どうしても指導される先生によるところが大きいというふうに思っています。ここには記載していませんけれども、23年度が4,946点。また、25年度も4,841点ということで、5,000点を下回っている年もありまして、目標数としては最低5,000点を確保したいという思いから、目標を5,000としています。

次に、その下の34ページをお願いします。インターネット上の人権侵害等についての啓発につきましても、インターネットの危険性と対処方法とか、リスク情報の提供、あるいは情報モラルの向上など、啓発のための府民講座を26年度は精華町、京丹後市など、府内6カ所で開催しました。27年度も同様に実施することとして、ここには6カ所程度というふうに書いていますけれども、現在7カ所で実施する予定ということで進めています。

私からは以上です。

#### ○事務局

知事直轄組織です。まず、所管事務の外国籍府民への支援、課題認識につきましては、人権尊重に基づいた正しい認識と十分な府民理解が必要と考えており、海外からの人材が地域に定着してもらえるようなきめ細かな生活環境の改善やホスピタリティーの向上、文化的多様性に配慮した多分化共生の交流型社会の形成が重要であると認識しています。

それでは、具体的な事業について、資料1の1ページ目をお願いします。

まず、公益財団法人京都府国際センターのホームページでは、外国籍府民への生活サポート情報を英語、中国語、韓国・朝鮮語、ポルトガル語、スペイン語により提供をしています。26年度のアクセス件数は約18万2,000件ということで、25年度の13万9,000件よりも多くなっています。また、携帯メールからも、やさしい日本語、英語、中国語、フィリピン語で生活情報の配信を行っています。

次に2ページ目です。ラジオ放送として、平成26年度はFMC0・C0・L0を活用した英語と中国語による放送を行いました。FMC0・C0・L0とは放送協定を締結しており、台風や地震時など、必要に応じて災害時の多言語による放送を行うこととしています。

次に、府のホームページの多言語化として、英語、中国語、韓国・朝鮮語で行っています。また、メルマガに関しましても、英語版を毎月発行しています。また、「留学生スタディ京都ネットワーク」を平成27年5月末に立ち上げまして、10月下旬から総合的なポータルサイトにより、留学生支援情報を多言語で発信しています。

次に、3ページをご覧ください。京都府外国籍府民共生施策懇談会ですが、これは平成20年に設置し、昨年度で7年目になります。外国籍府民に関する諸問題や、今後取り組むべき課題について、委員からの意見、提言、さらに懇談会の議論内容を報告書にまとめまして、毎年度、知事に報告をしています。

26年度のテーマは、地域で外国籍府民を支援する団体等への活動支援（外国籍府民と地域とのコミュニケーションの場を拓けるように）として、外国籍府民に日本語を教えている団体が、実際には生活面でも支援している場合が多く、このような団体を効果的に支援できるようにするか、外国籍府民への基本的なサービスとして、日本語学習機会の提供が必要であるとの提言をいただき、それに対応するため、日本語教室の空白地域の解消や日本語支援ボランティア養成講座、スキル向上研修のさらなる充実を図るなど、日本語学習機会が拡大できるようスカイプ等を活用した新たな手法の有効性などの検討を進めているところです。

また、今年度については日本語学習機会の拡充とより良い学習環境の構築に向けてをテーマに進めているところであり、日本語学習機会を拡充するに当たっての課題や、どのように施策に結びつけていくか等について、今、議論を行っているところです。

次に、4ページをご覧ください。連帯保証人を見つけない外国人留学生が、連帯保証人が不要な形で住宅確保できるように、京都地域留学生住宅支援機構が本制度に賛同する事業者と協力して、留学生の住宅確保を支援する制度で、平成26年度の利用は86件ありました。

次に、5ページをご覧ください。留学生の居住支援に関する取り組みですが、1つは、外国人研究者、留学生等に対する府営住宅への優先入居や短期滞在外国人研究者等への住宅確保を行っています。

また、「きょうと留学生オリエンテーションセンター」についてですが、こちらは日本での生活に不慣れな留学生に日本の生活習慣やルールを学んでもらうとともに、地域の方々との交流を深めていけるよう、既存のきょうと留学生ハウスに加えて、平成26年3月に府庁西別館の西側の元第二日赤病院看護専門学校寮を改修して「さつき寮」、京都大学南門側にありました元府立医科大学附属病院看護師寮も改修して、「みずき寮」を整備、開設したもので、2棟合わせて79人が今現在、生活をしています。

オリエンテーションセンターでは、入寮者がセンターでの生活を通じて日本独自の習慣やマナー、文化などの適応がスムーズに行えるよう、留学生オリエンテーターを配置し、日常生活における相談、アドバイスを必要に応じて行っています。

さらに、地域との交流ですが、警察署と連携した交通安全教室、消防署と連携した消防防災訓練等を企画実施しているほか、寮を管理運営する会社の主催による歓迎会や地元の地蔵盆や運動会にも参加しています。こうした機会を捉えて、地域の方々との国際交流を深めていくよう取り組んでいます。

次に、7ページから9ページをご覧ください。これは防災や安心・安全に関するリーフレットを3点掲載しています。京都府国際センター作成の外国人のための防災ガイドブックを始め、外国籍府民共生施策懇談会の意見を踏まえて、外国人のための医療ガイドブックや日本語が不慣れな方向けの緊急時における連絡とか対応方法等を掲載したリーフレットを、英語、中国語、韓国・朝鮮語ややさしい日本語等で作成して、府内市町村や地域国際化協会、国際センターなどで配布するとともに、ホームページにも掲載して必要に応じて必要な箇所をダウンロードして活用できるようにしています。そういった活用をしてもらえるように、広報していきたいと考えています。私の説明は以上です。

## ○事務局

総務部です。資料の10ページをお開きください。個人情報保護推進事業についてです。個人情報保護制度に係る啓発を実施しているものです。京都府のホームページにおける啓発や、個人情報保護法に関する説明会を消費者庁と共催で行っています。26年度につきましては、京都テルサで開催し、157名の参加がありました。主に近畿府県、市町村関係職員の方、民生児童委員の方々に参加いただいて実施しています。アンケート結果で、個人情報の取扱いについて、過敏と感ずることが多いといった意見がありましたので、引き続き、こういった研修とあわせて周知をしていきたいと考えています。

27年度につきましては、今般、マイナンバー制度の開始に伴いまして、個人情報の保護についての関心が高まっていますので、こういった説明会を、マイナンバー法とあわせて実施したいと考えています。

次に11ページ、北朝鮮当局による拉致問題に関する広報・啓発事業です。こちらは、拉致問題についての関心と理解を広げるために実施しています。北朝鮮人権侵害問題啓発週間が12月10日から16日となっていて、この間に、府庁での啓発パネルの展示ですとか、府民だより、ラジオ等で啓発を実施しているところです。平成27年度につきましては、これまでの取り組みに加えて、各振興局で啓発パネル展の巡回展示という形で実施しているところです。

以上です。

## ○事務局

府民生活部です。

府民生活部では、安心・安全なまちづくり、男女共同参画、青少年の健全育成といった府民生活に密接にかかわるような課題に取り組んでおり、民間団体、地域の方々、市町村と一緒に、さまざまな課題に取り組んでいかなければならないと考えています。

具体的な事業につきましては、12ページから順に説明をします。犯罪被害者支援についてですが、平成19年度に設置した京都府犯罪被害者サポートチームを中心に、総合的なサポート体制

の取り組みを進めているところです。現在、サポートチームの事務局である安心・安全まちづくり推進課が設置した専用電話で、被害者本人や家族の方からの相談に対応していますほか、公益社団法人京都犯罪被害者支援センターへの助成を行いまして、フリーダイヤル相談電話を設置して、被害者、また、家族からの相談がしやすい環境づくりに努めています。また、精神的ダメージが大きく、心のケアが必要であると認められる方に対しましては、臨床心理士によるカウンセリングが無料で受けられる等の支援の内容を充実させまして、迅速かつ的確な対応ができるよう、日ごろから関係機関等と連携を図っているところです。

また、社会全体で被害者を支えることの重要性について、府民の理解を深めるため、警察や行政、公益機関等が協働して、広報啓発活動を実施しています。つい先日の11月14日には、内閣府と共催で遺族の講演やパネルディスカッション等を盛り込んだ「犯罪被害者週間京都大会」というものを開催しまして、その家族、被害者の置かれた現状や支援の重要性を府民の方々に訴えるほか、中学生、高校生を対象とした「いのちを考える教室」などを実施し、地域住民への理解の促進を図っているところです。

資料14ページ、ここから男女共同参画について記載しています。平成23年3月に「KYOのあけぼのプラン」を作成しておりまして、10年計画の中間の5年がたちましたことから、今年はその施策の見直しを行っているところです。

15ページをお願いします。KYOのあけぼのフェスティバル開催事業につきましては、毎年1,500人程度に参加をいただき、講演やあけぼの賞表彰式、男女共同参画の視点を取り入れた避難所づくりの体験を行うなどしておりまして、今年度は11月21日土曜日に開催する予定です。

16ページですけれども、女性リーダー育成事業「女性の船」事業においては、地域、職場の女性のリーダーの養成、ネットワークの構築を目指して、平成27年度は、75人の参加を得て、7月10日から13日まで北海道の現地研修と、その後の8月の事後研修を行い、参加者の方から非常に有意義だったという評価を頂戴しています。今後とも研修内容の充実を図っていきたいと考えています。

17ページをお願いします。女性相談事業につきましては、京都府男女共同参画センターで実施しており、職場での問題や人間関係など、さまざまな問題に対して相談、カウンセリングを行っています。昨年度は3,700件ほどの相談がありました。今後とも、マザーズジョブカフェやその他機関等と連携して、効果的な相談事業に努めていきたいと考えています。

18ページをお願いします。ドメスティック・バイオレンス対策事業については、平成25年度に「配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護・自立支援に関する計画」を策定しまして、身近な相談から被害者の社会的自立まで、切れ目のない支援を実施することとしています。府民生活部では特に啓発関係を行っており、今年度もDV防止啓発カードや冊子を作成し、11月の啓発期間を中心に、集中的な啓発活動を行っています。この事業について、委員から、啓発の配布先について質問をいただいておりますが、女性団体のほか、府内の各大学、短大、専門学校、各種学校、高等学校等、若年層の理解が広まるようなところに配布し、啓発を行っています。

20ページをお願いします。保育ルーム設置促進事業です。府が主催する事業に対して、保育ルームを設置できるようにして、乳幼児を持つ女性等が行事に参加しやすい環境づくりに努めているところです。

次に、23ページの高齢者等雇用環境整備事業についてですけれども、昨年度は内職友の会という、府内にあります5団体に対して助成を行いまして、今年度も同様の支援を行う予定です。

24 ページの地域団体育成事業ですけれども、京都府連合婦人会や京都府更生保護女性連盟など、女性関係の団体に対して、講演会や研修会を実施する場合に助成を行っています。この2つの事業につきまして、助成の対象をわかりやすく示したほうがいいのではないかと指摘をいただいておりますので、記載の方法につきましては検討していきたいと思っています。

25 ページをお願いします。マザーズジョブカフェ推進事業につきましては、子育てをしながら働きたい女性、ひとり親家庭の方などのニーズに応じて、子育てと就業をワンストップで支援する京都ジョブパークマザーズジョブカフェを平成22年度に開設しまして、平成26年には来所者は2万名以上、就職の内定者は1,000人超という実績になっています。

26 ページ、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）事業についてです。平成23年度に公労使一体で京都ワーク・ライフ・バランスセンターを開設しております、中小企業等の取り組みや府民の地域活動への参加を促進することとしています。「京都モデル」ワーク・ライフ・バランス推進企業認証制度というものがありまして、認証企業は、平成26年度末で京都府内に205社あり、ホームページ等で認証企業であるということを紹介しているほか、さまざまな支援をしています。

27 ページをお願いします。京都女性起業家賞（アントレプレナー賞）の表彰事業ですけれども、今年度で4回目を迎えています。新たなビジネスを提唱される女性を全国から公募して、優秀な提案を顕彰しているところです。女性アントレプレナー支援事業は、起業家を支援する事業として平成27年度から新規で実施してまして、地域社会・経済の活性化に寄与するような女性の起業モデルを選定して、販路拡大や取引先の拡大、女性起業家とのネットワークの構築といったところを支援しています。

29 ページをお願いします。輝く女性地域プラットフォーム推進事業についてですが、27年度から新規で実施をしています。地域の女性のネットワークや、活躍できる環境をつくるために、地域の女性団体を中心に企画をしてもらい、府内の6カ所での色々な取り組み企画を支援をしています。

中小企業女性応援活躍事業についてですが、今年の3月に経済団体と行政とが連携して、「輝く女性応援京都会議」を発足させました。本会議において、京都の女性の活躍を加速化するため、推進計画の策定に向けた検討を進めますとともに、中小企業の女性の人材育成に対してどのような形の支援が必要かについて相談しながら取組を進めているところです。

31 ページですが、ここからは青少年課の事業を記載しています。青少年健全育成推進費の社会環境浄化推進についてですけれども、青少年を取り巻く環境は年々厳しい状況であるという認識に立ちまして、青少年の健全な育成に関する条例に基づいて、あらゆる場面での取り組みを進めてきたところです。有害図書類の指定、立入調査といった取り組みに加え、近年非常に深刻化していますインターネット上の有害情報から青少年を守るため、携帯電話でのフィルタリングサービスの利用など、スマートフォンからの有害情報の危険性について周知徹底、啓発などの取り組みを進めています。

その下、青少年インターネット対策推進費ということで、ことし4月にネットトラブルを初期段階で解決できるよう、青少年や保護者から気軽に相談してもらえる窓口を「相談してねっと」という名前で開設して、相談業務を開始しています。まだ始まったところで浸透していないためか、相談件数はまだ少ないですが、しっかりと周知をして、いろいろな相談に対応できるように進めていきたいと考えています。

府民生活部は以上です。

## ○事務局

健康福祉部です。

35 ページをお願いします。

京都府では、いつかは全ての人に訪れる死、看取りについて、府民一人ひとりが自分自身の身近な問題として考えてもらうための啓発や事業を、特に今、力を入れてやっています。そのうちの 하나가 35 ページの上段にあります、KBS ラジオ「笑福亭晃瓶のほっかほかラジオ」というコーナーを使って、リレートーク放送を 26 年度は 8 月から 12 月までのシリーズでやってきました。

次ですが、自分自身や家族の終末期において、皆さんが希望する療養場所や医療、看取り介護について、あらかじめ考えるきっかけづくりとなるよう、11 月に公開シンポジウムを開催しました。440 名の府民の方に参加していただき、感想としまして、看取りは一般的に重いテーマであるけれども、こういった機会に人生のエピローグにおける命の尊厳を考える機会になったという声が寄せられたところです。

36 ページをお願いします。在宅での看取りの事例を、わかりやすい漫画の形で 26 年度に作成しています。京都精華大学の学生の授業の一環という形で、一つのストーリー仕立てで作成して、最後は八百屋の御主人の方ががんになられて、最期は在宅で看取りをされるというストーリーになっています。26 年度、健康福祉部では、この看取りのほかに、あと 3 つの漫画作品をつくっていきまして、人権とは直接関係ないかもしれませんが、災害ボランティアの関係や、危険ドラッグ、それから、少子化対策として、若者、特に大学生向けに、結婚から妊娠、出産、子育てまでのライフデザイン、ライフフォームを作成してみませんかというテーマで、看取りもあわせて、4 つの漫画の啓発書をつくりました。

36 ページの下段、27 年度の計画ですが、看取りについての府民意識のさらなる醸成や、看取りを支えるさまざまな専門人材、医師、看護師、介護支援専門員、介護職員などの人材養成に力を入れたところです。

次に 37 ページをお願いします。京都 SKY センター内にあります高齢者総合相談センターの運営についてです。一般相談から法律などの専門相談、高齢者に関する様々なことについての情報の収集や提供等を行っており、27 年度も引き続き実施する予定です。

38 ページをお願いします。認知症の総合対策ということで、こちらも看取りと同じように、今、認知症が新聞、ニュース等、いろんな機会に目にするところですが、認知症の早期発見や専門的な診断、それから、認知症の特に初期の方の家族への集中的な支援、居場所づくり等、総合支援体制の確立を図ることを目的としています。

26 年度の主な実績としましては、京都府内全域に 8 カ所の認知症疾患医療センターの設置が完了しているところです。それから、認知症の初期の集中支援チームということで、府内ではまだ 5 市町ではありますが、支援チームの設置を進めています。それから、初期の認知症の方本人や家族が気軽に立ち寄れて、皆さんでいろんな相談やお話をして、気軽に集まれる場所ということで、初期認知症対応型カフェというものを府内で 54 カ所、設けています。

それから、認知症につきましても多様なサポートが必要になりますので、医療や介護人材の育成や、多様な相談窓口の設置を進めています。例えば、医者や看護師等の専門職向けの認知症対応力向上研修については、延べ約 1,000 名の方が修了されています。それから、早期発見につなげるための認知症のコールセンターを設置していきまして、1 年間に約 560 件、一見少なそうに見

えますが、やはり電話の内容が内容ですので、1件相談の電話があると1時間とか2時間に及ぶということで、1日では数件程度しか対応できません。それでも大変な数になっています。また、巡回相談についても実施しています。それから、認知症に対して、府民の方が目にする機会もふえてはきていますが、まだまだ理解の向上、啓発が必要と考えていますので、府民講座も実施しています。そして、認知症のうちの若年性の認知症対策については、対象となる方の数は少ないですが、まだまだ認知度は大変低いですので、若年性認知症のガイドブックというものもつくりまして、39ページのほうですが、27年度の新しい話としまして、若年性認知症の方専門のコールセンターをことしの7月に設置したところです。それから、認知症の方を皆さんで支えていく、見守っていくサポーター、キャラバンメイトの養成ということで、サポーターの方が延べ2万8,000名、キャラバンメイトの方が約400名となっています。また、企業ぐるみでそのような皆様を支えるということで、あんしんサポート企業が京都府内で累計1,300余の事業所、その事業所に登録されている社員の皆様方、サポーターが、約9,700名ということでお世話になっています。課題としては、市町村によってまだばらつきがありますため、府内全域での底上げが課題と感じています。

39ページのほうは、先ほど申し上げたように、26年度の継続が中心ではありますが、先ほど、27年度の新規として、若年性認知症コールセンターの設置について説明したところです。

次に、40ページのほうは高齢者の方の権利擁護の推進ということで、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律に基づきまして、これは次の41ページに障害者の方の権利擁護と身体拘束防止対策と同じですが、京都府庁内に、障害者と高齢者をあわせた権利支援センターを設置して、高齢者虐待、障害者虐待に対する市町村の取り組みを支援したり、実態調査を行ったり、専門職による電話相談、それから、弁護士や社会福祉士で構成される専門職チームの派遣、成年後見制度に関するパンフレットを作成した広報・啓発活動を行っています。

27年度の事業計画につきましては、26年度と同じような内容で継続実施、推進していきたいと考えています。

41ページのほうは、先ほど申し上げましたもののうち、障害者の虐待防止関係になります。こちらの説明は省略します。

次に、42ページをお願いします。発達障害者支援事業です。発達障害者支援センターの取り組みとしまして、個別の支援やほかの機関と連携した支援、それから、医療機関等をつないだネットワークの構築、研修、啓発講演会等を実施しています。府内の各圏域ごとに支援センターが6カ所ありますが、そちらのほうでも同じように相談や地域の支援ネットワークの構築、研修等を実施しています。27年度につきましても引き続き、実施していきたいと考えています。

43ページをお願いします。発達障害児等早期発見・早期療育等支援事業ということで、発達障害児の早期発見、早期療育を行おうとする市町村と一緒に5歳児を対象としたスクリーニングや発達クリニックの実施、臨床心理士や保健師、保育士、幼稚園教諭等への研修等を実施しています。27年度も引き続き実施していきます。

44ページをお願いします。障害者に対する理解と交流促進活動ということで、「京都府障害のある人もない人も共に安心していきいきと暮らしやすい社会づくり条例」に基づきまして、スポーツや芸術など、幅広く障害者の方に対する理解促進や府民の方の交流を目的とした各種事業を実施しています。スポーツレクリエーションフェスティバルの実施や11月、12月の障害者週間を中心とした啓発活動促進。障害者芸術の分野につきましても、12月に「京都とっておきの芸術

祭」、芸術性の高い国内外の障害のある方のアーティストの皆様の「共生の芸術展」等、それから、3月には、都大路をかけめぐる「全国車いす駅伝競走大会」といったことを実施しています。

45 ページをお願いします。27 年度からは、先ほど申しあげました条例に基づき、障害者への思いやりのある行動が自然とできるように、障害者支援サポーターということで、府内さまざまな場所で心のバリアフリー、心のバリアをなくそうといったサポーター養成講座を実施しています。そのほか、先ほどの芸術分野では、オール京都体制による「きょうと障害者文化芸術推進機構」の設置や、27 年度、地域アート展につきましても開催していきたいと考えています。

下段の障害者に関するシンボルマークの普及につきまして、障害者に関するさまざまなシンボルマークがありますが、これらの普及に努めるための取り組みを、12 月の障害者週間を中心として普及啓発を行っています。

46 ページをお願いします。27 年度の計画としまして、性被害者ワンストップ相談支援センター事業ということで、行政、医療機関、警察、弁護士会、民間団体等がオール京都で連携し、性暴力被害者に対して、被害の直後から総合的な支援、医療、相談、カウンセリング等の心理的支援、弁護士等の法的支援などをワンストップで提供できるセンターを8月に設置したところです。こちらのほうでは性被害者の方に対する相談や支援ネットワークの構築、性被害者の相談支援員の養成を行っています。

47 ページをお願いします。ハンセン病対策啓発事業です。らい予防法による被害者の名誉回復及び追悼の日の6月22日を中心として、各種啓発活動を実施しています。

一つは、府内高校の3年生全員に啓発リーフレットを配布したり、ハンセン病療養入所者の方と中高生とのふれあい交流事業や入所者作品とパネルのロビー展示等による啓発等を行っており、27 年度も推進していきます。

最後、48 ページです。エイズに関する普及啓発事業ということで、エイズ予防月間を中心に、各種啓発活動を実施しています。

保健所による出張型予防教育・研修会の開催や、大学生を中心としたエイズ等予防啓発ボランティアグループの養成、それから、エイズ検査・相談体制の拡充、啓発事業として、「AIDS 文化フォーラム in 京都」ということを毎年実施し、毎年1,000名以上の参加をいただいているところです。

以上が健康福祉部の人権関係の事業です。

## ○事務局

農林水産部です。

資料の49 ページをお願いします。農林水産部で行っている事業は農村女性育成事業といたしまして、農山漁村における女性の地位の向上や農業経営等の方針決定への参加促進等を図るための啓発や、女性の起業活動や社会参画活動の取り組みを支援している事業です。

具体的な内容としましては、①の家族経営協定の締結推進です。家族経営協定というのは、家族で農業経営している場合に、経営の方針や家族一人ひとりの役割、就業条件等について、家族みんなで話し合っ取り決めてもらうというものです。平成26年度は2組、亀岡で1組、与謝野町で1組が締結されており、累計としては302組が締結されています。

2つ目は、農産加工等の起業活動支援です。これは女性を対象とした起業化に向けた講座の開催をしているものです。26年度は、山城の農業改良普及センターにおいてアグリビジネス研修会というものを6回開催しています。



3つ目は、農村女性組織の育成です。これは女性の力を生かして、直売、農産加工に取り組む農業者の経営向上を目的とした研修会・セミナーの開催です。26年度は、南丹の農業改良普及センターにおいて、京都ビジネスセンターというところから6次産業化プランナーという方に講師に来ていただき、地域で取り組んでおられる土産物の魅力アップ等に助言をいただくといった研修会などを4回開催しているものです。

以上が26年度の取り組みでして、27年度も現在、同様に実施しているところです。

農林水産部からは以上です。

## ○事務局

教育委員会です。教育委員会所管の事業について説明します。

50ページをご覧ください。トータルアドバイスセンター設置事業です。この事業は、不登校やいじめ、子育てやしつけなどについて悩みや不安を抱く、幼児・児童・生徒、保護者、教職員などに対して、精神科医、臨床心理士等の先生方が課題解決のための援助や助言を目的として教育相談を実施するものです。

実施方法としては、電話相談、メール相談、来所相談、巡回相談の4種類を設定しています。昨年度の相談件数や合計で6,087件でした。児童生徒、保護者との定期的、継続的な心理面接によって、早期の適切な教育相談が実施できたところです。また、24時間電話教育相談に加えて、携帯端末から入力可能なメール教育相談も常時受付を行うなどして、府民からの教育相談の整備も図れたところです。なお、本事業については、平成27年度も同様の内容で実施をしています。

次に、51ページをご覧ください。森と小川の教室推進事業についてですが、これは障害のある子どもと障害のない子どもが、自然の中で共同生活を体験して、心のふれあいを深めながら、相互理解・支援の大切さを学ぶ。また、多様な自然体験活動を通して、自立心・主体性を培うこと、自然や環境に対する豊かな感性を養うことを目的として実施しています。

事業内容は資料に記載しているとおりですが、この事業は平成13年度からの事業です。府内の小、中学校、府立の特別支援学校へ案内を送付して、申込者が多数の場合は抽選により参加者を決定しています。昨年度は8月6日から12日の間で実施予定としていましたが、大型台風の影響で8月9日で中止となり、3泊4日となりましたが、本年度は予定どおり、8月6日から12日の6泊7日で実施することができました。班単位で生活することを通して、相互理解を深めて、支え合うことの大切さを学び、また、共同生活や体験活動を通じて、自立心・主体性・社会性を培うことができました。

次に、52ページをご覧ください。子どもの貧困対策事業についてですが、これは平成26年1月17日付で施行されました「子どもの貧困対策の推進に関する法律」に基づきまして、平成27年3月に「京都府子どもの貧困対策推進計画」を策定しました。

教育委員会では、この計画の基本理念であります、全ての子どもが生まれ育つ環境に左右されることなく、その将来に夢や希望を持って成長できるよう、今年度から子どもの貧困対策に関する施策・事業に取り組んでいるところです。具体的には、まず、学校を子どもの貧困対策のプラットフォームとして位置づけまして、社会福祉の専門家等を学校に派遣して、ケース会議を全校で開催することにより、家庭環境に課題のある子どもの状況に応じた学習支援を行うとともに、福祉施策にもつなげてサポートすることとしています。

また、学習支援としましては、学習内容が高度化する小学校5年生を対象として、小学生個別補充学習の実施、また、大学生や教員OBなどの地域住民の協力により、中学生を対象とした原

則無料の学習塾の開設、高校を中途退学する生徒の減少と希望進路の実現を図るための個別指導などの事業に取り組んでいるところです。

今後も関係部局、関係機関等と連携して、貧困が世代を超えて連鎖することのないように、子どもの貧困対策に積極的に取り組むこととしています。

最後に、53 ページをご覧ください。いじめ防止対策等推進事業についてですが、いじめや不登校、また、少年による凶悪犯罪の発生などを踏まえて、学校等における問題の未然防止、早期発見、早期解決や児童生徒、保護者の相談に対応する総合的なサポート体制の充実に取り組んでいるところです。具体的には、いじめの未然防止から早期解消に向けて生徒指導経験者や専門家等によるチームを設置し、外部視点での学校の対応状況の点検や第三者的立場で解決に向けた調整を実施しています。また、スクールカウンセラーの配置や学校非公式サイトなどのネット上の監視、いじめ早期対応緊急指導員の配置など、不登校対策や生徒指導の充実に取り組んでいるところです。

教育委員会の事業につきましては以上です。

## ○事務局

警察本部です。警察本部の実施状況について説明します。

資料の 54 ページから順次説明します。

初めに、犯罪被害者支援ということで、京都府警察では「被害者の手引」等の犯罪被害者等に向けたリーフレットを作成、配布して、情報提供を行いました。

次に、捜査の過程で受ける二次被害防止対策として、指定被害者支援要員制度を設け、必要に応じて被害発生後直ちに支援要員が被害者や遺族に寄り添って、日常生活や精神面の負担を軽減するサポートを行いました。また、警察本部犯罪被害者支援室のカウンセラーによるカウンセリングや相談対応も行いました。その他、先ほども説明がありましたけれども、生命のメッセージ展や中高生、大学生を対象に行う犯罪被害者等の講演等を通じまして、犯罪被害者等を支える社会気運の醸成に取り組みました。

京都府警察では、犯罪被害者等の支援を効果的に行う体制を整備するため、研修会の開催や資料を活用した職場教養など、全ての警察官と一般職員に対し、必要な知識や技能の教養を推進してきました。

続きまして、資料の 56 ページ、犯罪等被害少年に対する支援事業です。京都府警察では、犯罪やいじめ、児童虐待等の被害を受けた少年やその保護者を支援するため、面接、電話、電子メールによる相談対応を行いました。件数については資料記載のとおりです。相談に対しては、24 時間対応のヤングテレホンを継続して実施したほか、警察本部少年課の少年サポートセンターに配置された臨床心理士の資格を持つ職員が専門知識や技能に基づいた支援を行いました。さらに、高度な知識を持つ少年心理分析顧問が職員に対してスーパーバイズを実施して、支援制度の充実に図りました。

最後に 57 ページ、いわゆるサイバー犯罪対策です。京都府警では、各種協議会等を通じまして、関係機関、団体等との連携の強化に努め、サイバー犯罪の現状や被害防止対策に関する情報提供のほか、違法、有害情報等の通報体制を確立しました。また、各種講演会等を通じた広報啓発活動や、府警のホームページ、電話等でのサイバー犯罪に対する相談対応を実施することにより、サイバー犯罪の被害者等の支援を図りました。

京都府警からは以上です。

## ○座長

ありがとうございました。

種類も内容も非常に多岐にわたりますので、コメントや質問がありましたら、約15分の時間をとっていますので、その範囲内で自由に発言いただきたいと思います。どの部分のどのような質問かということがはっきりわかるような形でお願いします。

どなたからでもどうぞ。

## ○委員

外国人の災害時の問題です。ここに書いてあること、国際センターのいろんなホームページを使ったりするような啓発、情報提供をされているというのはわかりますが、今年も、去年も、京都ではいろんな災害がありましたが、その際に、実際にそういうものが機能したのかどうか。むしろこういう取り組みは災害時のためにあるものではなく、普段の情報提供という位置づけのようにも読めるのですが、災害時にこれは機能するのでしょうか。機能するとしたら、実際どうだったのでしょうか。例えば、ホームページへのアクセス数はどうだったのでしょうか。普段よりも多かったのでしょうか。それを聞きたいです。というのは、今年は北関東で大雨が降って、茨城の常総市で日系ブラジル人の方が避難所で困られたというのが報道されています。ところが、常総市の場合は普通の住民に対しての情報提供も十分でなかったのも、外国人まで十分に行き届かなかったというのがわかるのですが、あのときはマンパワーが足りなくて、県からのサポートが必要ではなかったのかということも言われています。そうすると、現場で対応するのは市町だと思えますけれども、府の立場として、特に外国人に対してどのようなサポートをしていくのかということも視野に入れて、その辺はどうなっているのか、お聞きしたいと思います。

## ○座長

ありがとうございます。関連質問、発言はありますか。

できるだけ具体的にお答えいただきたいと思います。

## ○事務局

国際課です。

ホームページへのアクセス件数については、台風が近づいた際のアクセス数ということでは把握しておりません。ただ、京都府のホームページや国際センターのホームページでも、台風が近づいてくるといった、あらかじめわかることは掲載しています。それをどれぐらいの人が見ているかというのはわかりませんが、他にも京都府のメルマガでも、台風が接近しているので注意してくださいというような注意を行っているところです。

さらに、災害時の対応として、FMCO・CO・LOと災害時の協定を結んでいますので、本当に大災害になった場合については適時、多言語で情報発信していくような準備は行っています。

以上です。

## ○座長

反応はどうですか。

## ○事務局

アクセス数等、そのときの状況は把握しておりません。

## ○委員

短く言います。パンフレットを置くだけでなく、どれだけの人が手にとって読んだか、把握してください。前もこの場で出たと思いますが、やりましただけでは意味がなくて、どうだったのかというのを検証して、足りなかった場合はどうしたらいいのかという対策を講じていくというのがこれから必要になるのではないかと思います。

## ○座長

ありがとうございます。

ほかに質問、指摘がありましたら、どうぞ。

## ○委員

女性の支援の関係ですが、マタハラとかセクハラ等が問題になっているわけですけど、それに対応する事業としてはまだ具体的には構築できていないということではないでしょうか。例えば110番みたいなものとか、電話相談室とかをつくるとか、それはまだ計画の中に入っていないということではよろしいですか。

## ○事務局

府民生活部からお答えいたします。

マタハラ等は最近特に言われている問題ですけれども、女性相談事業等の中でそういった相談等は当然ありまして、対応はしていますけれども、マタハラに特化したような支援事業ですとか啓発ですとか、そういったところまではまだ取り組めていないというのが現状です。

以上です。

## ○座長

関連質問、はい、どうぞ。

## ○委員

20ページ、保育ルーム設置促進事業について、府の主催の講演会等で保育ルームを設置されて、利用数も、託児数980人という数字が上がっているんですが、こういうことを府が行って、それだけでよかったとか悪かったではなく、それが民間にも広がっていくことが大事だと思います。各種試験とか職業訓練等で託児所を設けられたということですけども、そこで託児ができたとしても、結局、就職先にそういう環境が整わなかったら、女性はその先に進めないということになりますので、何とかこれを広げていくために、保育ルームを設けたことでどんな効果が上がったか。保育ルームを設置することにはこれだけの費用がかかるんですけども、それ以上に女性に社会参画していただけたというようなことが、もっと目に見える形で宣伝してもらえたら、少しでも問題が減っていくと思いますので、お願いしたいと思います。

## ○座長

同様に反応ですね。実際、政策をやって、どういうレスポンスがあったか。わかる人がいたらお願いします。

#### ○事務局

府民生活部です。保育ルームの設置については、今のところは府主催事業に限った形で行っています。どこかのイベントがあったときに保育ルームの設置要望があれば支援をしているんですけども、あらかじめ子どもを連れていくから預かってほしいとかいうニーズがわかればもちろんできるんですけども、不特定多数の方が来られるようなイベントですと、子供を連れて来られるかどうかわからないのに、保育士さんに待っていてもらうというのは難しかったりして、そういったジレンマを抱えながら、この事業を行っているところです。

委員の言われるように、民間のイベント等でもこういうことが広がれば確かにいいと思いますが、なかなかそこまで手が出せていない状況です。実際に保育ルームを設置したときは、参加者から、保育ルームがあったから参加できたとか、来ようと思ったといった意見をいただいています。子どもさんを連れてこられた方はほぼ皆さん保育ルームを設置してもらってよかったという声はいただいているところです。

指摘をいただきましたように、そういったことを世間にPRして、広い取組みにしていくようなことも、今後考えていけたらと思います。

#### ○委員

25 ページにマザーズジョブカフェ推進事業というのがあって、数字がわかったら教えてほしいんですけども、延べ2万人で就職内定者は1,000人ちょっとということなんですが、延べでは何分の何かわからないので、延べじゃない数をこれからは示してほしいと思います。

結局、やったことでどれほど成果が上がったかということが大事だと思うので、それを教えてほしいということです。

それと、そういうことは14ページの男女共同参画審議会とかで報告されていると思いますが、年に1回しか開いていないと書いてあることの意味がわからないので、そこら辺の検証は、その会議でされているのかどうかということを説明してください。2つです。

#### ○座長

お願いします。

#### ○事務局

府民生活部です。マザーズジョブカフェの利用者数ですけども、2万2,166人と書いていますのは、就職の相談で来られた方以外に、セミナー等の参加者も含めた数字を書いています。1,078人の分母になるような数字が手元にありませんので、確認しておきたいと思います。

それから、14ページの男女共同参画審議会のことですけども、男女共同参画に関わる施策全体を外部委員に説明して意見をいただいておりますということです。

#### ○座長

はい、どうぞ。

## ○委員

実は今年、労働者派遣法が改正されて、今後、数年後にどのような社会状況、どのような労働状況、環境になるかというのは未知数なのですが、少なくともこの間、特に女性ですけれども、アンケート調査で数字に出ているところでは、正規社員と非正規、派遣社員の労働区分でマタハラを受けている件数というのは、圧倒的に正規社員は受けていないんです。今回、労働者派遣法が改正になったことによって、3年後に正規社員を目指して働き続けている方が、結局、人を入れかえることによって、派遣社員でずっと雇用し続けるという形になった際に、派遣社員の数が増加をするだろうと、我々としてはかなり危機感を持ちながら予測をしているわけです。そういう労働環境の職場で働いている方々というのは、労働組合にも所属をされていませんし、個人個人で地域ユニオン等に入って対応を行うという実態、ほとんど個人解決に終始せざるを得ないような環境に追い込まれるという実態が今現在でもあると認識しています。

ですので、先ほどの意見にも関連すると思うのですが、ひどくならない間に先手を打つというようなことで、相談窓口というの、行政側できちっと対応できるような、一つの体制づくりというのは整備をしていただければというふうに思います。

私どもも毎月やっている相談の件数というのはそれなりに入ってきているところですので、ぜひトータル的なサポート体制を築けますように対策を検討していただきたいと思います。

以上です。

## ○座長

要するに、正規社員と非正規とで対応が違うと、もし具体的な数字等ありましたらお願いします。

## ○事務局

今、新聞記事を持っていますので紹介させていただきたいと思うのですが、11月12日付の新聞で、厚労省の調査ですけれども、マタハラを派遣社員の48%が経験している。同じ調査で、正規社員は21%。ハラスメントというのは、全体として弱いところに向かって行く傾向にあるのかなと思います。

そういったことで、相談窓口というのは非常に重要だと思っていて、女性活躍推進法の成立に伴い、現在、輝く女性応援京都会議のもと、推進計画を策定しているところで、その中で相談体制の強化についても、議論しています。

以上です。

## ○委員

すいません、17ページのところで提案なんですけれども、マタハラとか派遣切りとかも入れてもらえると相談がしやすいかなと思います。女性のほうが転勤とか多いと思いますので、そこでちょっと考慮していただければと思います。

## ○座長

要望ですので、よろしくをお願いします。

ほかにごいませんか。はい、どうぞ。

## ○委員

いじめ件数が、ことし厚労省が発表されたもので、京都府はワースト2ということなんですけれども、私は認知件数が多いということイコール悪いとは言えなくて、見つけることも大事で、それにどう対応していくかということのほうが大切だと思っています。そのときにこの対策をしてこうであったということが私たちにもわかるような形で結果を見せていただきたいなと思います。

### ○座長

先ほど来、ずっと同じですけれども、こういう施策をやりましたというのではなくて、それについて、具体的にどういう反応があり、成果があったかというところまで報告をいただけたらということだろうと思います。いまの質問に何かお答えがありましたら、お願いします。

### ○事務局

教育委員会です。今言っていただきましたいじめの認知件数は新聞報道等のおり、京都府は2万7,000件で、千葉県に次いで第2位で、1,000人当たりの認知件数は全国トップです。これは、いじめの考え方が他府県と京都府は違うからでして、他府県では、いじめの芽と見られるようなものをいじめという認知でやっていますが、京都府は嫌な思いをしたものを全ていじめという認知件数にしています。法律が施行されたときに当該生徒が精神的苦痛を感じたものはいじめとすると書かれたので、嫌な思いをしたものを全てアンケートをとって記入して、それをいじめの認知件数にしていますので、それによって子どもたちは言いやすくなったと思われれます。アンケートに書くということは、記名式でも子どもたちがそういう気持ちを教員に出すようになったという効果はあります。

ただ、第1回目の調査で第3段階という重大事態も出ていますので、そこにはいじめ未然防止・早期解消支援チームという、例えばスクールカウンセラーを入れたり、いじめ早期対応緊急指導教員を配置するという形で、学校には来られるけど教室に入れないというときに、例えば別室で指導できる教員を派遣するなどして、子どもたちがより一層、もとの楽しい学校生活が送れるように支援をしています。今後ともいじめ認知件数にこだわらずに、しっかりと取り組んでいきたいと考えています。

### ○座長

ありがとうございます。大体予定時間を過ぎてきたので、これだけどうしても聞いておきたい、言っておきたいということがありましたら、委員のほうからどうぞ。

### ○委員

看取りの事業をこれだけされているといことはよく把握していませんでした。36ページに、在宅での看取りの事例の漫画啓発冊子を作成して2万冊配布と書いてあるんですけど、ちょっと見たことがないので、できれば見せてもらいたいです。

### ○事務局

健康福祉部です。この看取りの漫画は、漫画という入り口が入りやすいみたいで、いろんな場面で配ると読みやすいということで評価をいただいています。漫画については至急戻って確認しまして、事務局を通じて、希望があれば、皆様に行き渡るような形であるとか、ホームページに

もリンクを張りたいと思いますので、そのようなことも事務局を通じて、またお知らせしたいと思います。

### ○事務局

府民生活部です。さきほど質問のありましたマザーズジョブカフェの利用者数につきましては、相談された実人数は1,609人でして、そのうちの1,078人が内定を得た、6割以上ということです。

それから、男女共同参画審議会につきましては、毎年数回程度開いているのですが、27年度は先ほど説明しましたあけぼのプランの施策見直しがありまして、27年度は審議会を3回、検討部会を4回開く予定にしています。このプランの重点分野をどうするか。数値目標を立てるときにはどんな目標がよいかといったことについての意見をいただいているところです。

以上です。

### 議 事

#### (2) 京都府人権教育・啓発推進計画（第2次）最終案について

### ○座長

ありがとうございます。それでは、次の議題へ移りたいと思います。京都府人権教育・啓発推進計画（第2次）、パブコメを経て、現在、我々の目の前にあるわけですが、それをもとに今回の意見を踏まえて最終案をまとめたいということですので、説明をよく聞いた上で、自由に発言していただきたいと思います。

それでは、説明をお願いします。

### ○事務局

人権啓発推進室です。

議題2の推進計画（第2次）の最終案について説明します。まず、パブリックコメントの結果概要について、資料2により説明します。

前回の9月の懇話会の後、10月7日から30日までの約4週間、中間案についてのパブリックコメントを実施し、29人の方から延べ70件の意見をいただきました。その結果は資料2にまとめていますが、時間の都合上、主な意見のみ紹介します。

まず、第1章、京都府の取り組み状況について、現行計画での取組の総括についての府の考え方としましては、現計画に基づく取組が浸透してきたことが伺えるものの、偏見や差別、虐待などが依然として存在しており、これまでの取組について、本懇話会で行った評価、検証を踏まえて取組を進めていきたいとしています。

次に、上から4番目、第3章前文のヘイトスピーチの規制につきましては、内容が人権という普遍的なものであり、また、表現に対する規制という観点からも、府としては国全体で統一的な対応が必要であり、国において総合的な検討が行われる必要があると考えているところです。

そして一番下、女性の活躍についての京都府の取り組みについては、意見を踏まえ、最終案では「輝く女性応援京都会議」やマザーズジョブカフェの取り組みなど、女性の活躍支援という表題で取り組みを記載しています。



2 ページをお願いします。上から 4 番目の子どもの貧困に関しまして、学校と保護者、地域が連携して取り組むことが必要との意見です。これにつきましては、学校プラットフォームとして、家庭や地域社会と連携しながら総合的な取り組みを推進していくと記述しています。

その次、高齢者の貧困についての意見です。生活困窮者に対する支援は府としましても重要な施策として、高齢者を含めた生活困窮者については、本人の状況に応じた包括的な支援に取り組むこととしています。

次に 3 ページをお願いします。上から 2 つ目、ホームレス自立支援法による施策だけではなく、誤解や偏見に基づく社会的排除や生存権の保障にも焦点を当てる必要がある。また、生活保護制度の適正な運用と法的な支援が必要との意見です。ホームレスにつきましては、中間案で「ホームレス自立支援法に基づく自立支援等の総合的な推進」とだけしか書いておりませんでしたので、それ以外の対策も必要という指摘かと思えます。最終案では、生活困窮者自立支援法に基づく取り組みや生活保護についても記述しています。なお、法的な支援が必要な場合については、法テラスや無料法律相談につなぐこととしているところです。

その下の学校についてですが、上から 2 つは法教育の実施に当たって、法律家のサポートが必要であり、京都弁護士会と連携・協働すべきとの意見です。この点については、教育委員会のほうで「結ネット KYOTO」という協議会を立ち上げていまして、地方検察庁や地方法務局、京都弁護士会、法テラス京都等の外部機関と連携して出前授業や教員研修等を多数の学校で行っていきまして、今後もこうした連携を充実していきたいと考えています。

4 ページをお願いします。下から 2 つは NP0 等を含めた相談機関相互の連携、協働についての具体的な提案です。このページの一番上の企業・職場に関する意見もそうですが、寄せられた意見の中には非常に具体的な提案も幾つかありました。具体的な取り組みについては、10 年間の計画の中に書いていくのは難しいものもありまして、全てを反映するというわけにはいきませんが、そうした意見も踏まえながら具体的な取り組みを進めていきたいと考えています。パブリックコメントの結果につきましては以上です。

次に、計画本文案についてです。資料 3 は最終案の概要となっています。結果的に、最終案の骨格部分は前回の懇話会から変わっていませんので、資料 3 は追ってご覧おきいただければと思います。

続きまして、資料 4 が計画最終案の本文となっています。あわせて参考資料 1 は、計画を冊子にした際に資料編として添付するもの。参考資料 2 も同じく用語解説の案になっています。なお、前回の懇話会で本文の最後につけていました、これまでの取り組みの年表は、参考資料 1 の中に含まれています。また、前回の懇話会からの主な変更箇所を参考資料 3 としてまとめているので、参考資料 3 を使って説明します。なお、下線部分が変更箇所となっています。

それでは、参考資料 3 の 1 ページをお願いします。まず、「第 1 章 はじめに」ですが、これについては前回と大きな変更はありません。

次に、第 2 章につきまして、線囲いの「計画の目標」の 3 行目に、「一人ひとりが」という文言を追加しています。

次に、2 ページをお願いします。一番上の、目標の実現に向けた基本的な考え方の 3 つ目の丸ですが、「支え合うこと」の前に「つながり」を追加しています。この部分は、「明日の京都」の策定に当たって、人権が尊重されるためには支え合うこと、つながりを大切にすることが大事だということで、整理していますので、それとの整合を図るものです。

次に、(4)につきましては、よりわかりやすく表題を見直すということで、「本計画で用いる」というように変えています。

次に、3の人権教育・啓発の推進に関する基本方針の②については、基本的な考え方に合わせた修正でして、「つながり」という部分を追記しています。

次に、第3章の表題について、以前は「人権問題の現状等」としていましたが、その後ろに「今後の取組の方向」を追記しています。

次に、3ページをお願いします。第3章の前文ですが、「一人ひとりを大切にした教育」、また、「自他の人権を守る」というキーワードを追加しています。その下のヘイトスピーチに関する文章ですが、インターネットにおける状況を記載していますのと、規制に当たって国全体で統一的な対応が必要という京都府の考えを踏まえた記述にしています。

続いて、「同和問題」についてですが、現行の制度を運用して、その解決を図っていくという姿勢に変わりはありませんが、前回の中間案にありました「人権教育においては、基礎学力の定着や進学・「労等の希望進路の実現に向けて」という部分が特別な対策と誤解される可能性も考慮し、人権教育に関する表現を修正しています。

次に、4ページをお願いします。「子どもの意見表明権」を追記しますとともに、「権利の主体」という表現が繰り返しになるため、表現を見直しています。その4行下の部分は子どもの貧困対策に係る施策の方向の考え方を記述したものです。具体的には、「子どもは『将来を担う社会の宝』という理念に立ち、社会総がかりで子どもの育つ環境を整備することが必要です」という文章を追記しています。

その次、子どもへの虐待の防止ですが、児童といえますと、小学生に限定されたイメージとなるため、法律用語として児童虐待を使うべき文脈以外は「子どもへの虐待」というふうに言いかえています。

次に、4ページ一番下のインターネットに関する記述については、特定の人権問題に関することを除いて、できるだけ「インターネット社会における人権の尊重」の項目に集約するため、「子ども」の項目からは削除したものです。

次に、5ページをお願いします。「障害のある人」につきましては、所管課のほうで現状と課題、全体の構成を整理し、障害者権利条約批准に向けた法律の整備やそうした流れも踏まえた京都府の取り組み、そして、障害者雇用率の具体的な数値や虐待の件数などを追加しています。

次に、6ページをお願いします。外国人につきましては、外国籍府民の後に「等」を追加しています。これは主に、日本国籍を取得した人が差別や偏見の対象となる場合があることを踏まえて追加したものです。

次に、7ページをお願いします。一番上に、外国につながりを持つ子どもに対するきめ細かな対応について追記しています。

次に、「ハンセン病・感染症・難病患者等」については、感染症と表記した場合に非常に広い意味となり、焦点がぼやける印象になること。また、ハンセン病に対しては行政が隔離政策によって人権侵害を行ってきたという歴史も踏まえて順序を入れかえています。そして、ハンセン病問題基本法についての内容も追加しています。

次に、「第4章 人権教育・啓発の推進」について、前文の②の表現をわかりやすく見直しています。8ページをお願いします。「学校」の現状と課題について、人権教育資料の整備など、学校において体系的な人権学習が実施できるようにするための取り組みの状況を追記しています。その10行下、教員の世代交代や今日的な状況を踏まえる必要がある旨を記述しています。

9ページをお願いします。取り組みの方向においても、人権教育資料の整備など体系的な人権学習についての記述を追加し、その5行下に、人権教育と関連づけるものとして「いのちを考える教育」を追加しています。

次に、「教職員・社会教育関係職員」に対する研修等の項目についてですが、2行目に「子どもの自己実現や幸福追求を効果的に支援」というふうに追記しています。

次に、10ページの4行目です。いじめ、体罰についての認識を深め、組織的に取り組む意識の醸成を図るという記載にしています。

次に、(6)「公務員」の項目では、府職員の自覚を促し、人権教育に配慮した諸施策が実施されるよう、本計画の周知・徹底を図ることとしています。

次に、(7)「メディア関係者等」については、11ページにかけて、情報発信に関する文言を追加しています。

11ページをお願いします。7の「相談機関相互の連携・充実」については、パブリックコメントの意見、高齢者の貧困といった意見を踏まえまして、人権相談以外の相談窓口についても触れる文章を追加しています。

次に、12ページをお願いします。最後ですが、2行目、連携の相手としまして、民間団体に公的団体、企業、NPOと明記しています。

最後に、前回の懇話会での議論を踏まえ、ここに掲げていますカタカナ語に簡易な説明を付記しています。

簡単ではありますが、中間案以降で大きな変更点については以上のとおりです。

## ○座長

はい、どうもありがとうございました。

この案自体が、全体的に広がっていますので、意見や質問も自由に出していただいているんですが、どこのどういう点を問題にしているかということがはっきりわかるような形で発言をお願いします。

## ○委員

今、行われている具体的な事業との関連で少し意見を言わせていただきたいと思います。

資料4の13ページなんですけど、子どもの問題のところ、不登校の問題が入っていないのかなと思うんです。その関連ですが、スクールカウンセラーのことが抜けていませんか。

## ○事務局

スクールカウンセラーについては、学校の現状と課題のところ、31ページ、3段落目の「また」のところ、社会状況の急激な変化とともに、子どもの課題が非常に多様化、複雑化していることを踏まえ、子どもの心理面や福祉面についての専門的知見を活かした支援やケアを行っています。その心理面がスクールカウンセラーのことで、今後の取り組みの方向性については、就・修学の保障と希望進路の実現の中の、教職員が心理、福祉の専門家、関係機関と協働して、子どもの人権を巡る実態に適切に対応するという形で、スクールカウンセラーという名称は使っていませんが、心理面の専門家という形で記載しています。

## ○委員

不登校の問題というのは、教育を受ける権利の問題にもかかわるのと、もう一つは子ども社会性をどうつくっていくかということとも関係します。京都府はかなり積極的に取り組まれていると思うので、そこはもう少し強調されてもいいのかなということ。また、スクールカウンセラーが設置されているということは非常に大事なことだと思いますので、用語は残していただけないかなと思います。

## ○事務局

実を言うと、心理面の専門家がスクールカウンセラーで、福祉面の専門家が国はソーシャルワーカーと言っていますが、京都府は「まなび・生活アドバイザー」という固有の名称を使っています。その中で、「まなび・生活アドバイザー」というのはなかなか理解してもらえない面があるので、心理面と福祉面という形で書かせていただいたのが実情です。

不登校については、我々も非常に悩んでいまして、今言っていたとおりの、教育を受けてもらう機会がなかなか難しい面があるんですが、不登校が文科省の問題行動調査の対象になるというのは、個人的な意見としては、ちょっと違和感を持っています。不登校は問題行動ではないように私自身は思っていて、やむを得ず、学校のシステムに合わないとか、子どもたちや教職員との人間関係の中で不登校に陥ることがありますので、そのあたりの表現が非常に難しいと思っています。人権上でいうと、非常に難しいと私自身感じていて、なかなか不登校ということを言いにくいのが担当している者の考えです。

以上です。

## ○座長

ほかにも自由にどうぞ。

## ○委員

まず1つ、第3章では「今後の取り組みの方向」と書いてあるんですが、第4章では「取り組みの方向」なので用語を統一していただくということとか、口語と文語が混雑しているので、用語の統一をしていただけたらと思います。

すごく大きい話を2つだけ、ちょっと問題提起したいんです。それはずっと前から言っているんですけども、結局入れていただけなかったなというふうに思っているんですが、最後も言いたいのは、一番大きい柱のところ。資料4のほうの8ページのところに、どういう方向で進むかということが書いてある見出しで、①、②、③、④とありますね。「自分のこととして考える人権教育・啓発」という表現があるんですが、提案としては、人権の主体として考える人権教育・啓発という、「主体」という言葉を幾つかのところで入れているんですけども、見出しとして入れていただけたらうれしいなというのが、最後、問題提起です。

「人権の主体として考える人権教育」というのは、「自分のこととして考える人権教育」に近いじゃないかというふうに言われるんですが、この4番の表現でいくと、今までの歴史的な経過として、同和問題を中心にやってきて、それは他人事であり、自分のことではないと。そういう同和問題、同和地区出身者の人権ということに、共感をして、「自分のこととして捉える」という表現をずっと使ってきたんです。要するに、共感性を強く強調する言葉として、「自分のこととして考える人権教育」というふうにやってきたんですけども、ここで言うべきことは、自分

の人権をちゃんと主体性を持って実践するというか、理解するということだと思います。ここの文言がずっと気になっているので、今さらですが問題提起したいと思います。

それと、11 ページ、これはこの懇話会で一番最初、座長と私の間で考え方が違うと言っていたんですが、同和問題についてどういうふうに位置づけるかということでした、11 ページの真ん中あたり、現行制度の的確な運用云々と書いてあるところの下の方に、「人権問題の重要な柱として」という表現があって、これはこういう言葉として落ちついたと思うんですけども、ここまで行ってしまうと、最重要課題みたいなニュアンスがあるので、もしよかったら問題提起として、地域社会における重要な柱ということだったら、私はすごく納得できることなので、今さらですが、問題提起をしたいというふうに思います。人権問題のどれが大事でどれが大事じゃないというニュアンスがいいのか悪いのかという問題があると思うんですが、地域社会として取り組む上では同和問題は揺るがせができない大きな問題だと思いますので。

もう一つ、飛びますが、30 ページ、「第4章 人権教育・啓発の推進」というふうに始まっているんですが、最初の文章が11行にわたっていて、これ自体が悪文だなというふうに思うんですが、第2章で定めた「人権教育・啓発推進に関する基本方針に基づき」という表現があります。

第2章の4つの基本方針では、教育自体が人権なんだという考え方が入っていて、自己実現のための教育ということ、結構、第2章のほうでは言っているんですけども、第4章のほうではその文章が入っていないんです。全体にはまぶしてくれているんですが。

つまり、この後の「学校」や「地域社会」のところで、その人の教育を保障すること自体が大事なんだというニュアンスは入っているんですが、第4章の冒頭では入っていないので、何らかの形で1文だけでも入れていただきたいと思います。

なぜかという、若手教員たちは人権教育というと「何々問題について勉強すること」というふうに短絡的に捉える傾向があって、この計画ができ上がったら教員研修とかでも読んでいくと思いますので、教育を受けるということ自体が人権なんだというニュアンスを何か所か、幾つかのところで散りばめてほしいので、第4章の一番重要な文章のところに入れていただけたらというふうに思います。

大きい点では、この3つです。

## ○座長

ありがとうございます。

どうぞ。

## ○委員

資料4の18ページですけども、外国人の現状と課題のところ。私は以前にも同じことを言ったと思うんですけども、18ページの真ん中あたり、「しかし」で始まる段落についてです。「しかし、新たに日本で生活する外国籍の人々は」、ここは外国籍の人々が主語ですね。「言葉や生活習慣の違いから、日常生活上でのさまざまな問題が指摘され」ということは、外国籍の人々に問題があって、それが一般社会の人たちから指摘されているというふうに、私はここを読んでしまうんです。けれども、多分、書いた人は、本当は、外国人の方が不便を感じておられる。外国籍の方から、私たちはこんな不便があるんですという指摘の声が上がっていますというイメージで書いたんだろうと思います。

ここの文章を読むと、外国籍の人にすごく何か問題があるというイメージで受け取られてしまうと思いますので、「さまざまな不便がある」とかだったらまだよいかと思いますし、または、「言葉や生活習慣の違いがあり、相互理解が十分でないことによる偏見や差別などの問題もあって、日常生活にさまざまな問題が生じています」みたいにしてもらえるといいんですけども、ちょっとこのままでは外国籍の人々が、いっぱい問題ある人たちという感じがしますので、ちょっとここを変えてもらいたいと思います。それが1点。

もう一つは、先ほどから、子どものこととか教育のこととかいろいろ出ていますが、18歳選挙権というのが思ったより早く、もう来年には実際に18歳の子どもたちが投票するということがあります。予想外にスピードが速かったので、私たちはついていけない感じがあるんですけども、それを考えたら、18歳、19歳は子どもなのか大人なのかということも、ちょっとこれから考えないということになるのかなと思っていますけれども、先ほど、子どもも権利の主体であって意見表明権を持つんだけど、それがなかなか理解されていないということも記載してありましたけれども、そういうところに、18歳選挙権が実施されるので、権利主体として子どもの立場を自覚していくということは、今後ますます大切なことになってくるんだみたいなことを入れておいていただかないと、今後10年間の推進計画としては具合が悪いのではないかと思います。

#### ○座長

ありがとうございます。ほかにありましたら、どうぞ。

#### ○委員

参考資料3の3ページの真ん中のところ。ヘイトスピーチの問題なんですが、修正後が「法による対応も含め」になっています。法による対応というと、どうしても強制執行のような裁判手続を普通イメージするのではないかと思います。これはそういう意図ではないのだろうと思います。法律がないとなかなか動けないというのが知事のお考えではないかと思っていますので、正確に言うとなると、「新たな法律の制定を含めた」というような表現がいいのではないかなと思います。国による総合的な政策を求めるというのですから、法律をつくってくれというのが府の考え方じゃないかなと思いますし、だとすればそう書いたほうがいいのか。このままだと裁判所や検察庁にお任せするみたいな表現に思えます。

#### ○座長

ありがとうございます。それぞれ具体的な発言が続いていますので、もし現段階で府のほうから考えがありましたら、それもお答えいただきたいと思います。

委員の方も自由にどうぞ。

#### ○委員

非常に細かい部分にはなるんですけども、今回の修正でカタカナ語の簡易説明をつけていただいたかと思うんですが、ちょっとここが、何を基準につけたのかというところが、例えば「コンテンツ」という部分に、果たして本当に括弧表記が必要なのかどうかというところであったり、逆に、「シティズンシップ教育」とか、そこには果たして本当に要らないのかとかいうこととか、細かいところで、例えば女性に対する暴力のところ、ドメスティックバイオレンス(DV)

という表記があるのに、下にストーカー行為（つきまとい）と、このあたり、どちらをスタンダードとして括弧表記にしていくのかというところがちょっと読んでいて違和感を感じると思いますか、一番目にどちらを表記して、どちらを括弧に入れるのかというところが気になるところかなと思いましたので、そちらだけ検討いただけたらと思います。

#### ○座長

ありがとうございます。同じ用語は一つの文章で同じ意味で使ったほうがいいので、その辺も工夫、急いで膨大な作業をなさったので整理という問題は残ると思いますけれども、よろしくお願いします。

はい、どうぞ。

#### ○委員

19ページの「ハンセン病・感染症・難病患者等」のところなんですけれども、表題がちょっとしっくりこないなと思ってしまうんですね。結局、中身を見ると、感染症とはいえ、HIVがメインで、感染症、HIV、難病という形が、感染症として読む側のほうにとまどわせる必要があるのかどうかという気がちょっとするので、感染疾患は先ほど言われたみたいに、非常に範囲が広いので、最初に感染症を持ってこないで、ハンセン病をとという気持ちはよくわかるんですけれども、結局、感染病の中でHIVをやるんですかという感じになっちゃうんじゃないかなと思って、ちょっとしっくりこないなと思ってしまいます。

#### ○座長

用語も文章も書いた本人の思いと読むほうの思いが必ずしも一致しない場合があるので、この点は再度、検討していただきたいと思います。

何でも思いつくことを自由に発言してください。

#### ○委員

先ほどもちょっと触れましたけど、マタハラとかセクハラの対策の問題ですが、13ページでハラスメント対策があります。もう一つ、27ページにもあるんですね。27ページは相談等が書いてあって、かなり具体的なんですけど、13ページのほうの「子ども」の前にあるハラスメント対策は、「相談も行います」ぐらいで割と淡泊になっていまして、この辺を統一的に書いていただいたほうがいいのかと思います。あるいはその辺、ちょっと調整していただいたらいいのかなという感想を持ちました。

#### ○座長

先ほども申し上げましたが、府のほうもいろいろな部署から来ているので、全体の統一はなかなか難しいかもしれませんが、ここはこういう思いで書いている。だから、他のこの部分とはこういうふうにつながっていると、遠慮なく府のほうからも発言していただけたらと思います。

#### ○事務局

ハラスメント対策については、「女性」のほうと今度新しくできた「安心して働ける職場環境の推進」と、2つのほうで併記していますが、インターネット関係については、できるだけインターネットのほうに集めるとも言っていましたので、場合によっては「女性」のほうのハラスメント対策を削除するという含めて検討していきたいと思います。

## ○委員

マタハラの部分で関連してるんですけども、リクエストとして。妊娠・出産を理由とする嫌がらせというところがあるんですけども、マタハラからは少し外れるんですが、育児というところで、子どもが生まれてからの会社からの言葉だったりといった部分でストレスを感じられる方も多かなと思うので、生まれてからも、例えば育休の期間中のことであったり、育児をしながらという部分の要素のニュアンスを少し加えていただきたいなと思います。

## ○座長

生まれてからの問題もカバーできるようにということだと思います。  
どうぞ。

## ○事務局

まず、ヘイトスピーチの関係で、「法による対応を含め」という表現がちょっと厳密じゃないんじゃないかという指摘をいただいたところです。これは指摘いただいたとおり、「法律による」という趣旨で書いています。これは、国に要望している表現をここへ直接記載しています。ずっとこの文言で国のほうには趣旨を伝えているものですから、ここへ書かせてもらったということです。どういうふうにするかというはちょっと検討させていただきたいなと思いますが、国との関係もあって、この表現はずっと定着していますので、一定の御理解をいただければと思います。

それから、同和問題のところ、人権問題の重要な柱としてという表現についてですけども、同和問題につきましては、日本固有の問題で、あらゆる人権問題に通じるところがあって、重要な問題だという認識は持っていますので、こういう表現をさせてもらって、同和問題が「一番」重要という認識というわけではなく、同和問題は大切な問題の一つ、ほかの人権問題も重要な問題だというふうに認識を持っています。そのため、今回、誤解を招かないように、順番をつけずに列記をしたという次第です。一定の御理解をいただければと思います。

それから、基本方針のところと第4章の最初のところですが、委員の言われることは基本的に我々も同じ思いを持っていると思っていますので、もう一度、よく精査をして表現等を考えさせていただきたいと思います。

## ○委員

この仕上げの段階で、一番大きいところの話を換えようというのは無理だとわかっているんですけども、検討して、文言を変えられたら変えていただきたいというお願いです。

第4章については、そもそも構造的に人権教育・啓発法が割と「人権学習やりましょう」みたいなものになっていて、地方自治体は人権教育・啓発を割と人権総合行政的にやっている部分があって、教育権の保障ということもやっている部分があると思うんです。

だから、国のことに言及してしまうと、どうしても人権教育・啓発法に引っ張られた表現になってしまうんですよ。第4章はそういう形になってしまっているの、どちらかという、京都



府が取り組んでいる方向での表現を一言でも入れてもらったらいいかなというふうに思っ  
ての提言です。だから、真剣に考えると全部書き直すことになってしまうので、せめて「一人ひとり  
を大切にす」という表現、この表現は随所に入れてもらっていますけれども、冒頭には入って  
いないので、それを入れていただきたいというお願いです。

#### ○座長

よく検討してください。

#### ○事務局

それから、外国人のところで誤解を招きかねない表現があるということで、ここの趣旨は委員  
御指摘のとおりですので、表現については検討したいと思います。

あと、カタカナ語の関係で、いろいろある中、どれを持ってくるかというのは、非常に難しい  
問題です。それぞれ各人が持っている感覚全体をどういうふうにやっていくかというのは、非常  
に悩ましいところですが、もう一度見直して、用語解説のほうもかなり充実をさせまして、  
できるだけ下のほうに、本文の近いところに載せたらどうかというふうに思っていますので、  
そういった工夫の中で何とかやっていきたいと思っています。

#### ○座長

ありがとうございます。

はい、どうぞ。

#### ○委員

私の中の違和感だけで言うので、こうしてくれという話ではないです。

9ページの第3章、頭から3行目ですけれども、ここに「公権力と住民の間」「住民相互」の  
住民という言葉が使われています。一方、隣の8ページの第1行目、「人権が府民一人ひとりの」、  
これは府民という言葉が使われています。住民はあと1カ所見つけましたけれども、「住民」と  
「府民」の違い、住民というのは地方自治法に基づく住民でしょう。英訳したらどういう言葉に  
該当するんでしょう。概念が違うのか、府民と住民の使い分けは何なのかなと思いました。

前の基本計画も、住民という言葉を使っていますし、一般的に住民が役所で使われる。だけど、  
京都市だったら府民じゃなくて市民なんですよね。そのときにどういう英訳になるのかなと思う  
んです。住民のときはどういう英訳になるのかなと。ちょっと言葉の違和感として、座長、どう  
でしょう。

#### ○座長

私は個人的には府民、市民というのはあんまりこだわらないほうがいいと思います。レジデン  
トというのは、一般的なそこに住んでいる人みんなを含む言葉で、府民も市民も区別せずに含め  
られる言葉なので、京都府、京都市、両方とも人権計画をやりかえられる年なので、対抗意識と  
いうこともないだろうけれども、それは念頭にあるとは思っています。できるだけ両方とも含める  
言葉で使っていただいたほうがいいんじゃないかなと、私の個人的な思いです。

#### ○委員

住人というのは英語に直したら何ですか。

#### ○座長

レジデントです。

#### ○委員

府民もレジデントなんですね。

#### ○座長

そうです。レジデントの場合、外国人も入るから非常に便利な、包括的な言葉。フォーリンレジデントといたら、それで外国人も入る。日本語でアップするから、あんまり英語にこだわることはないと思いますけれども、そういう使い方もあるということは念頭に置いていただいたほうがいいと思います。

#### ○事務局

主権者についてですが、確かに選挙法が改正されて18歳以上になったので、一部の高校生は来年度の参議院選挙から投票に行くことになります。ただ、国会の動きを見ますと、成人年齢を18歳にするかというのは、まだまだいろんな意見があって、なかなかそこは見えていません。教育の面から見れば、18歳で成人といたらたばこを吸えるとかお酒が飲めるということになるので、これはまた大変なことだと危機感を持っていますが、主権者として支持表明していく等の教育は今後もやっていかなければなりませんので、検討させていただいたところです。

また、不登校については、やっぱり子どもたちの教育における機会が奪われることもありますので、何ができるか、検討させていただければと思います。

#### ○委員

不登校の問題ですけれども、いわゆる教育を受ける権利が大切なのであって、私立でも公立でも学校に行くかどうかだけじゃなくて、今、議論になっているのはフリースクール、そういう「教育を受ける機会を保障する」という人権の扱いをしたらどうかなと思うんです。そうすると、今、いわゆる私立、公立の学校に行かない子どもたちを預かるのがフリースクールっていう分け方をしているのはちょっと違うよという視点が出てきています。それをどうするかというのは、まさに議論の最中だと思いますし、そういう視点でこれが書かれていたらいいんじゃないかなと思うんですけれども、どうですか。教育を受ける権利ということでいいんじゃないかなと思うんですけれども。

#### ○事務局

我々は教育委員会にいますので、やっぱり学校で教育を受けていただきたいという気持ちを持っていて、あの法律ができると学校で教育を受けなくてもよくなって、家庭が教育委員会に申請すれば、どこの場でも教育を受けることができるというふうになりますので、私の個人的な意見を言うと、ちょっと違和感を持っています。ただ、不登校の子どもたちがフリースクールや適応指導教室等の色々な場で教育を受けて、将来的には学校に復帰して、社会的自立につながるようになってほしいという思いを我々は持っていますので、学校へ登校できない場合はいろんな

場所で教育を受けてもらいながら、社会的自立に向けて本人が頑張っていたきたいという気持ちを持っています。

#### ○委員

何かフリースクールが悪いって言っているみたい。

#### ○事務局

悪いとは全然思っていない。

#### ○座長

いやいや、これは教育委員会だから仕方ない。学校教育が教育の基本であるという大前提がそこにはあると思います。ただ、そう言っているのかどうかというところが問題。学校教育以外にも教育の場はいっぱいあるわけで、そこら辺が出るような表現は難しいんですけどもね。

それから、18歳というのも、私は少年法で20歳までと決めるからおかしくなるのであって、もうちょっと自然に人間の成長を見て、あんまりにもというところがあり過ぎるようなら、そこで初めてルールで決めていこうと。私は、ルールはできるだけ少ないほうが良いというルーズな人間ですので、そういう発想で人権を考えると、教育委員会と必ずしも意見が合わない場合もあります。どちらが正しいかは別として。

#### ○事務局

不登校の子どもの支援というのは私も必要だと思いますので、人権という視点からも、もう少し工夫をしたいと思います。

#### ○座長

大体、我々の人格、それにまつわる教育というのは、学校へ行く前にもうほとんどできているわけで、どうぞ自由に考えてください。

#### ○委員

感染症の件ですけど、ここでは、感染症イコールエイズという表現のように見えますが、感染症にも新型の感染症が結構ふえてきていて、そういうことへの差別だとか偏見だとかを表記しようとしたのが最初やったような気がするんですけども。

#### ○委員

前々回でしたか、感染症という疾病の問題と、風評被害という社会の問題とが混在すると話がややこしくなるので分離したほうが良いということだったと思うんです。

感染症にはいろんな感染症がありますから、移っては困る、移されたら困るみたいな話になるわけじゃないですか。それによって除外されてしまう人が出ては困るという意味だと思うんです。ただ、ここに感染症ってぼつんと出てしまうと、中身を見るとHIVしかないから、結局、前回は「感染症、HIV、難病」だったんです。それを感染症にしても、ここには他の疾病に対する排除等はなくそうということは書かれていないので、それならば元の項目名でもいいんじゃないかと感じるところがあるので、感染症と漠然としないほうがいいんじゃないかなと思いました。

たしか、最初は、風評被害の話だったと思うんですよ。それだとすごく話がややこしくなってしまう。ここに入れると違う話になるから、医療的にはそういうふうには言わない、その話はいれられないほうがいいですという話になります。

#### ○座長

ありがとうございます。気がつかれたことは何でもどうぞ。まだ時間はありますので。  
はい、どうぞ。

#### ○委員

時間があるということなので、細かいことを言います。資料4の20、21ページですが、エイズの説明で、「最近の傾向として、日本人男性の同性間及び異性間性的接触による感染」とわざわざ書いてありますが、書く必要があるのかなと。誤解を招くおそれもあるかなと思うので、書く必要のないことは書かないほうがいいように思いました。

それから、難病のところ、「安心して社会生活に参加できる」という表現はおかしくて、社会に参加するか、社会生活をおくれるか、どちらかだと思います。

それから、21ページに行きまして、下のほうに「今後の取組の方向」とあって、「犯罪等発生直後の支援活動の充実」とあるところの2行目、何かの間違いかと思いますが、「傷害等の身体犯被害者」の意味がわからなかったです。細かいミスは結構あって、それはデータで指摘していくという作業で。

#### ○座長

細かい点に限らず、気がつかれたら府の事務局へ、できたら文字にして。

#### ○委員

あと一つだけ、12ページの下から4行目に、DVの話なんですが、「元配偶者や元恋人の裸の写真などをインターネットに流出させる等の嫌がらせ」まで書かなくてもいいんじゃないかなと。非常に具体的だなと思ったので。同じように女性の活躍支援のところ、「女性の船事業による地域の女性リーダーの育成」と、わざわざ「女性の船事業」という具体的な事業名が挙げられていますが、これは10年間の計画なので、ここまで具体的に書かないほうがいいんじゃないかなという印象を持ちました。

#### ○委員

実は、きょうのネットのニュースで、HIVが女性間同士でというのが確かあったと思うんです。委員が言われたように、10年のうちに変化していくことがあるかなということもあるので、ここまで書かなくてもいいかもしれない。ただ、拡大しているということは事実なので、それは記載していますということで。女性がというのはしっかりは把握していません。ただ、きょうのニュースで、そのようなことが出ていたので、御指摘ありがとうございます。

#### ○座長

何でも気がつかれたことを御自由に。

## ○事務局

いろいろ指摘していただいている中の一つで、「ハンセン病、感染症、難病患者等」の表題につきましては、委員の意見の多くは感染症のところを、「エイズ、HIV感染者」というような表記にしたほうがいいんじゃないかということで理解したらいいですか。

経過を説明しますと、もともとは「患者等」という表現になっていたんです。現計画においては「患者等」となっていて、これはおかしいだろうというようなことから、いろいろ試行錯誤をやらせていただいたところなんですけれども、国のほうではHIV感染者、ハンセン病患者等という表現になっています。もともとの思想としては、患者全般の方の権利という意味合いもベースにはあるということで、そこから出発している項目ではあるんです。ただ、感染症というと、一般も含めてその辺が非常に誤解と偏見を受けやすいということで、例として挙げていく必要があるんじゃないかと。今の意見を踏まえて、事務局のほうでもよく考えさせていただきたいと思います。

## ○委員

これまでの経過もありますので、これはちょっと持ち帰らせてもらってもいいですかね。こういう表現について。

## ○委員

気がついたことを随時というふうな、リミットを言ってくれますか。この日までと。

## ○事務局

率直に申し上げますと、最大明日中に整理したい、特に大きな項目については。

## ○委員

お手紙は明日がリミット、今日の夜がリミット。

## ○事務局

細かいカタカナ表記とかそういうのではなくて、事務局でよく検討しなければいけない大きな項目については明日ぐらいに宿題をいただいて、反映するかしないかを判断していきたいなど。議会の日程との関係等もありまして。語句とかその辺はまだまだ来週でも結構です。今週中のほうがありがたいですが。

## ○座長

あまり延ばさないほうがいいと思います。

## ○事務局

いろいろ言って申しわけありませんが、できましたら基本的には明日をリミットとさせていただければと思います。

## ○座長

総論的な部分と各論的な部分で、それぞれに細かい箇所があるから、総論、それから、総論につながる各論の書き出しの部分、それは明日中と。細かい語句もできれば明日中にお願ひします。遅くとも今週中にはお願ひしますというぐらいにしておかれたほうがいいと思います。

#### ○事務局

警察本部ですが、先ほど、資料4の21ページの「傷害等の身体犯被害者」というところがよく意味がわからないという指摘がありました。この「身体犯被害者」という言い方については、警察官にとっては違和感のない言葉です。ただ、これは法律用語ではなくて、いわゆる警察用語になるのかもわかりません。意味するところは、身体に直接害を及ぼされた被害者という意味合いで使っています。傷害等とありますけれども、刑法でいう傷害というのは、身体の完全性を害する行為ということになります。したがって、体に何らかの障害が起きる場合とメンタル的な面で心に障害が出る場合もある。これも広く障害の中に入りますけれども、その中で、心の病ではなくて、DV等によって体に直接害を及ぼされた被害者、これを身体犯被害者というふうに警察のほうでは数年前からそういう言い方をしています。

#### ○委員

であるならば、注を入れてもらったらわかる。

#### ○委員

いや、使わないほうがいい。

#### ○委員

使わないほうがいいそうです。

#### ○座長

さっきのような説明だったら、僕は具体的に書いたほうがいいと思います。

我々も原稿を書く場合、本当に誤りを見落とすこともあるし、後から指摘されて、ああ、なるほど、そういう読み方もあるなと思うこともあるし、文章は切りがない。だから、小説家とか詩人というような職業が成り立つんだろうと思いますけれども、できるだけ、明日中に、大きく総論及び総論とつながる各論の部分については提示していただいて、細かい表現もできれば明日中、最悪でも今週中にはお願ひしたい。それを済んだら絶対ということはないでしょうが、それぐらいのつもりで委員のほうも作業していただけたらと思います。

府のほうから、この機会に、この点について確かめておきたいということがあれば、どうぞ御自由に。

なければ、時間を全部使わないといけないということもないので、府のほうから挨拶いただけたらと思います。私としては、かなり総論と、総論とつながる各論の書き出しについてももう意見が出ていますし、細かい表現についても意見も出ていますので、それで十分だろうと思います。そういうことで、一旦、マイクをお返しします。